

農業委員会議事日程

日 時：令和2年2月28日（金）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
10. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名
農地利用最適化推進委員
山崎 健樹 外 13 名

事務局出席者
事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和2年2月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
中山次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい ませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 3番瀧澤文武委員、4番栗原正明委員の両委員をお願いいたします。
議 長	それでは、日程第5、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がごぞいます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 53 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番・2 番案件について、担当農業委員と担当推進委員で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、1 番案件ですが、場所は、桜堂区で埴生公民館より東側約 50mにある五十里川沿いにある田んぼです。申請地において、集合住宅を新築するものであります。周囲についてですが、北側はアパート敷地、東側は五十里川、西側は市道、南側は宅地と隣接農地はなく、法面保護に L 型コンクリートを設置し、汚水は公共下水道へ接続する等、適切な処理が施される予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして 2 番案件についてですが、場所は杭瀬下区で市役所新庁舎立体駐車場より南側約 100mにある千曲線沿いの農地です。申請地において、41 台分の貸駐車場を整備するものであります。周囲ですが、西側は千曲線、北側・南側は宅地、東側は宅地と一部農地となっておりますが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、造成も砂利を 50cm 敷く等軽微なものであり、周辺農地への影響も少ないことから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 54 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。1 番
案件ですが、場所は、鋳物師屋区で千曲線沿いに新しくできた自動車販売店の向かい
側にある農地です。申請地において、コンビニエンスストアを新築するものであり
ます。土地の形状は三角形で 3 方共道路に囲まれており、直接農地に隣接していま
せんが、道路を挟んだ先の宅地または農地の地権者同意を得ております。工事中は防塵
ネットを設置する等適切な処理が施される予定であり、雨水は地下浸透、汚水は公共
下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

6 番島田委員

6 番島田です。2 番・3 番案件について、23 日に担当委員と現地確認をしてまい
りましたので、ご報告いたします。

まず、2 番案件ですが、場所は、更埴ジャンクション東側の側道沿いにある農地で
す。建設業を営む業者が既存敷地を拡張し、駐車場 5 台分を整備するものであり
ます。周辺は全て道路または宅地に囲まれ隣接農地はなく、事前着工もされていないこと
から、問題ないと判断いたしました。

次に 3 番案件ですが、場所は、篠ノ井橋病院より西側約 100m、千曲川右岸の堤防
道路の下にある農地です。申請地において、資材置場を整備するものであり
ます。周辺は全て道路または宅地に囲まれ隣接農地はなく、土留め設置等の土砂流失措置が施
される予定であることから問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。4 番・5 番案件について、先日、担当委員と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

まず、4 番案件ですが、場所は桑原小坂区で、治田小学校より西側約 400m、老人介護施設より北側約 300mにある道路に面した農地です。実家の隣に住宅を新築する申請であります。申請地は傾斜地のため盛土を行った後、鉄筋コンクリート製の擁壁により土留めをする予定となっております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり、隣接農地もないことから問題ないと判断いたしました。

続きまして、5 番案件ですが、場所は桑原佐野区で、高速道路長野自動車道西側約 100mにある農地です。住宅敷地を拡張し庭を整備するものであります。周辺は北側に農地はありますが、譲受人の取得予定農地であることから問題ないと判断いたしました。

13 番高松委員

13 番高松です。先日担当委員 4 名で 23 日に現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。6 番案件ですが、場所は、八幡代区から羽尾区に抜ける幹線道路にある〇〇〇〇〇工場の向かいにある農地です。既存会社敷地を拡張し車両置場を整備するものであります。北側は倉庫敷地、東側は申請者の資材置場、西側・南側は市道と隣接農地はなく問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請に基づきまして 7 番から 9 番案件について、関係委員で現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

まず、7 番案件ですが、場所は福井公民館の北西約 100mにある農地です。長野市の不動産業者が 4 区画の宅地分譲地を整備するものであります。西側・南側は市道、北側・東側は農地ですが、隣接耕作者 2 名から同意を得ております。排水処理等も適切に処理される予定であり、問題ないと判断いたしました。

続きまして、8 番案件ですが、場所は内川区で、〇〇スーパーマーケットの北側約 100mにある千曲線沿いの農地です。長野市の不動産業者が 3 区画の宅地分譲地を整備するものであります。隣接農地は南側に田んぼがありますが、隣接耕作者からの同意を得ており、排水処理等も適切に処理される予定であり、問題ないと判断いたしました。

続きまして、9 番案件ですが、場所は内川区で、パチンコ〇〇〇駐車場の西側約 50mにある農地です。申請地において、自動車 6 台分の駐車場を整備するものであります。隣接農地は南側に農地がありますが、隣接耕作者の同意が得られておりますので問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 55 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 60 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「1 番 中嶋喜代栄委員」の退席を求めます。

……中島委員退席……

議 長

それでは、60 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、60 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 56 号 60 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……中島委員入室・着席……

議 長

それでは、1 番から 59 案件、61 から 67 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、1 番から 59 番案件、61 番から 67 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 56 号 1 番から 59 番案件、61 番から 67 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 9、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長
中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和 2 年 2 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 4 時 00 分